

三条市子ども・若者総合サポート会議 実務者会議（第1回障がい支援部会） 議事録

日 時 平成22年2月8日（月）午後2時～4時

会 場 三条市役所栄庁舎 201 会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

- 1 あいさつ
- 2 各機関及び事務局紹介
- 3 議 事
 - (1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて
 - (2) 個人情報の共有について
 - (3) 障がい支援部会について
- 4 そ の 他

議事要旨

1 挨拶 三条市教育委員会 教育部長 古川 聖登

2 各機関及び事務局紹介 各自自己紹介

3 議 事

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

○事務局説明

「三条市子ども・若者総合サポートシステム 支援者用マニュアル Ver. 2」（2～9、12・13ページ参照）に基づき、事務局（子育て支援課）から説明

○質疑応答

- ・サポートファイルを持つことが適当と思われる子どもの保護者にファイルを勧めたいが、専門家でもないのでは何をどこまで伝えてよいか迷う。必要な人に行き渡るために、どのようなことを考えているか。

➤（事務局）

- ・ ファイルの配布を希望した人は現在 22 人に留まっており、より多くの人に配布できるよう何らかの対応が必要と考えている。その一貫として、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校から児童の保護者に働きかけていただくということではなく、子育て支援課からのお知らせとして、チラシを配布していただくことを検討中。年に何回か繰り返すなかで活用を図ってくれる保護者が増えてくるのではないかと考えている。
- ・ サポートファイルは他の自治体で取り組んでいるところもあるが、全員に配布しているところは数少ない。希望者ということになると、「うちの子には必要ない」と思っている保護者もいる中で配布することは難しいと思っている。出来るだけ

たくさんの人に持ってもらいたい。配布方法について意見をきかせてほしい。

- ・支援の対象者に初めて関わる時には、生育歴から全てを聞いている。保護者や本人は「どこに行っても同じことを言わなくてはならない。」と言う。なかなかそれまでの情報を共有することが出来ず、学校などに何度も問い合わせることもしばしばである。途中から支援を開始する立場として、同じ様式で同じように共有できるサポートファイルについてとても期待している。
- ・現在、各小・中学校では個別教育支援計画を作成しており、引き継ぎの時には運用しているが、県で共通した様式がないので、個々の学校で作っている。障がいをもっている個々の特性を考えると、共通した形で行うのは難しい。
- ・高等部を卒業する、いわゆる出口にあたっては、社会的な自立に向かっての移行支援計画を作成し、卒業後の施設と連携をはかる一つの材料として就職先に渡している。ほぼ自立出来ている子は一般企業への就労もあるが、その場合は実習時の様子を作成して渡している。また、再就職する際にもこれをもとにして、就労支援サービスを使いながら次の企業に就労するための一つの資料として、保護者に渡している。これがうまく機能すればいいが、求めているものと記録に残したものの一貫性がなくまだまだ課題がある。

(2) 個人情報の共有について

○事務局説明

「三条市子ども・若者総合サポートシステム 支援者用マニュアル Ver. 2」(2 14～23 ページ参照)に基づき、事務局(子育て支援課)から説明

○質疑応答

- ・対象者の申告によるというところが難しいところ。保護者の同意を得られない場合は学校でやってくださいということになるのか。実際の流れが見えにくい。
- ・ファイルは保護者の方からのデータであり、学校としても現在「指導要録」を作成しているが、これらを一元化するということがどのような流れで進むのかイメージがわからない。

➤ (事務局)

- ・「子ども・若者支援台帳」に記載することと、ファイルを渡すことは同じではない。「子ども・若者支援台帳」は支援の継続が目的であり、支援を受けている・受けていないことと、台帳とは別のこと。例えば、小学校から中学校へ進学するといった所属先が変わる時や、学校が終わったあとの放課後児童クラブや福祉施設などで受ける支援の内容が載ってくる。支援の継続性を図る必要がある時には、「子ども・若者支援台帳」に記載されることが望ましいと思う。
- ・ファイルは、保護者の便宜を図るもの。支援の記録、子どもを中心として支援者の名前を記載することは簡単な個別の支援計画と考える。学校や関係者と保護者間で共通認識を図ったものについて綴じこんでいくことを想定している。ファイルを持って欲しい人が、スムーズに持つことが出来るような方法を考えていきたい。またファイルを持たない保護者には、無理に持つことを推奨するよりは、子どもについての着実な情報をもっていていただき、台帳ベースで支援していくこ

とが、先になる。今のところ、希望者は少ないが、確実に支援の必要な子どもには、保育所、幼稚園、学校などで保護者のために市が作ったファイルの情報を提供し、渡していただきたい。小学校、中学校で特別支援を受けていた子どもが、高校、就労支援の段階に入った時のためにもこのファイルの中の情報があるということ想定している。

- ・子どもが初めて社会に出るのが幼児教育の場。グレーゾーンの子どもはもちろん、障がいのはっきりと分かっても、保護者は障がいがあるとは思っていない場合も多い。
- ・就園して1日見る中ではっきりわかる場合もあるが、障がいによってはしばらくして、やっと分かるのが実態。愛情をもって接しているものの、専門的なところで見てもらった方がいいのではないかと日々悩んでいる。保護者に伝えても深刻にとらえてもらえない。就園前に何か手立てはないのか。

➤（事務局）

- ・グレーゾーンのお子さんに関しては、臨床心理士など専門家による巡回指導の継続を考えている。見極めが難しい子どもの観察、保護者へのフォローについても介入が可能になると思われる。すぐにはうまくいかない場合もあると思うが、そういうケースこそ小学校へ引き継ぐ必要があり、幼保小の連携も進めていかなくてはいけない。
- ・これまでの意見と同様のことである。小学校など早い段階でつなげていければと思っている。遅くなるとなかなか難しい。
- ・サポートファイルの使い方について。保護者の同意を得て登録する場合、幼・保から小へ、小から中へ様式の写しが次の機関につながっていくということになるのか。基本的には保護者がファイルを持っているということでもいいのか。

➤（事務局）

- ・所属機関同士の情報の引き継ぎはこれまでどおり。学校と保護者で一緒に作ったまんなかマップや支援計画が共有される可能性はあるが、基本的には別。学校は学校で情報を伝えていただく。学校としての様式は現行通り。あくまでも保護者の便宜を図っているもので、別の機関に移った時に、示してもらうもの。
- ・ファイルを持っていることの確認あるいは必ず内容を見せてもらうことではなく、ファイルを所持している場合に参照の要請は出来るということ Understanding した。
- ・ファイルを持つことが適当と思われる人が持っていない場合の対応はどうなるのか。学校の責任としてどう対処するのか。保護者の同意が得られないとこのシステムとしての支援が出来ないとなると、学校としては何がステップアップしたのか分からない。

➤（事務局）

- ・このシステムの前提は、文部科学省でも厚生労働省でも進めている個別の支援計画の作成ということ。それぞれに関係者によって、子どもの支援者、将来について、特性を書面で共有するよう指示しているが、現状はうまく進んでいない。そこで様式を綴りこんだファイルを共有すれば、福祉と教育を共有化できるのではと考えた。早期発見、早期支援は大変重要であるが、支援者は早期に声かけをし、理解を得られるよう努力する。支援が必要と思われる人について、所属機関が説

明していくということについては一義的な責任を負う。そこを補完するものとして、子育て支援課が調整して支援体制をつくる。境界線にある子どもは非常に扱いが難しいが、少しでも早く支援を受けられるよう、関係者には努力していただきたい。そのための施策として、専門家の巡回、サイドのサポート、保護者へのアプローチを工夫しているところ。

(3) 障がい支援部会について

○質疑応答

- ・進学指導審議会は、この「事案別、関係機関支援フロー」と連動していくのか。

➤（事務局）

- ・同審議会は、保護者の了解を得てあがってくるので、保健師等から引き継いだ児童もいるし、10月の就学時健診の検査結果により初めてあがる児童もいる。支援が必要としてあがってきた段階でフォローするということであり、このフローに連動している。ファイルの所持については保護者のために便宜を図るためにつくられたもので、機会に応じて推奨するが別の問題。
- ・審議会がシステムの一部であるとするならば、審議会の中には子育て支援課は含まれていないが、どのように考えればよいか。

➤（事務局）

- ・審議会は、従来通り学校の専門家で構成するものであり、システムとは別に考えてもらいたい。ただ、審議の対象になった児童は、子育て支援課で把握していくということである。
- ・「実務担当者」の考え方について

➤（事務局）

- ・各機関の代表者というより、支援を実際に行っている例えば学校のクラス及び特別支援学級の担任、保育所（園）・幼稚園の担任、専任保育士、保健師等子ども・若者の支援に関わっている人ということ考えている。

○意見交換

- ・サポートファイルの取り組みはよい。
- ・当システムの対象者は幼少時から35歳位までであり、高校卒業後その倍以上の期間の支援が必要と思われる。
- ・発達障がいが増えている。能力が高いので勉強はできるが、障害者手帳は持てない。発達障がい者の手帳について、東京都や横浜市が検討していると聞いているが、就労した場合、パニック状態になるなど支援が必要な側面もあり、手帳の交付など社会の受け皿の構築が課題と思われるが、どのようにしていけばよいのか。勉強はできるが障がいをもっているということで、高校でも苦労が大きいと聞いている。発達障がいの特化した学級を設けている高校もあると聞く。高校卒業後、育てる場として三条テクノスクールなどを活用してはどうか。医療機関の充実も必要で、近隣には専門医療機関が少なく、てんかん発作などすぐに薬が必要であっても予約待ちの状況である。県央地区の医療機関の充実も考えてほしい。
- ・就労に関して、新潟市では「プレジョブ」といって学校に在籍しながら企業で働くと

いう取り組みがある。三条市でも検討したらよいのではないか。

➤（事務局）

- ・この実務者会議は、支援の情報の共有や他機関の支援内容の共有など、忌憚のない意見を出し合う場であると認識している。
- ・発達障がい者の手帳の取得については、厚生労働省では精神障がいの担当が所管であるが、現行は発達障がいであれば精神障害者手帳を取ることが可能であり、高校くらいでは取得を勧めているようだ。ただ発達障がいの線引きが難しく、障がいとしてのコンセンサスが医療界でも統一されていない。実際には医療機関からの障がい種目の記載があって障がい者となる。以前は制度化する方向にあったが、現在の方向性は見えない。
- ・高校は支援する制度上の枠組みが少ないので、実際に社会に出る前に子どもたちは非常に苦労している。特別支援学校と協力しながら必要な支援や訓練を特別支援学校でできないかという枠組みを文科省が提示している。先ほどの就労支援の「プレジョブ」の件や手帳の交付等この場でコンセンサスを得て、市民や他機関へ働きかけてはどうかなどを話し合ってもよいのかと思う。
- ・現実的には難しい問題であり、すぐには解決、対応には至らないかもしれないが、この会議自体が柱になって、方針、問題の提起など、お互いに声を掛け合うことにより現実的な問題を認識し、実施機関への協力や働きかけなど、スタンスを固めていくといった場であることを認識した。
- ・保護者が認めたがらない。手帳の取得も躊躇している状況。体制は作って確認していくといいと思う。
- ・圏域5市町村で、自立支援協議会の設置があるところ、ないところがある。三条市の取り組みには注目している。
- ・保健所としては、障がいに関する教育・保育とのネットワークがないので、この会議が有意義になることを期待している。
- ・三条市では各地域に担当者がいて、障がいがある人たちを地域で支えていくことが出来るとよいが、個人情報保護の問題もあり、障がい者の情報は入りにくいし、手元に資料がない。反面、孤独死などあると、民生委員の対応が問われ、どうしていけばよいのか悩んでいる。